

2020年3月17日

島根県信用保証協会
会長 小林 淳一 様

日本共産党島根県議団
団長 尾村利成
幹事長 大国陽介

新型コロナウイルスに係る中小企業への強力な支援を求める申し入れ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、観光やイベントのキャンセルなどが相次ぎ、影響を受けている関連業の裾野は広く、多くの中小企業が深刻なダメージを受けています。

県内では、宿泊業や飲食業において3月6日時点で、宿泊キャンセル6653件（2万80人）、宴会キャンセル368件（1万311人）と大きな影響が生じています。食品製造業においても、ホテルや旅館、居酒屋向けの商品の発注が止まり、生産活動が縮小し、売上減少が見られています。

こうしたもとで、島根県は1月29日に中小企業特別相談窓口を設置し、県制度融資で新たに「経済変動等資金（新型コロナウイルス感染症対策）」を創設し、経営支援に乗り出しています。

現在、日本全体が自粛ムードにあり、今やすべての中小企業に影響が及び、多くの中小企業が倒産・廃業に追い込まれる切迫した事態となりつつあります。

このような中、信用保証協会が資金力の弱い中小企業の「公的保証人」として、金融機関との橋渡しを行う信用補完制度は、中小企業の資金繰りの命綱としての役割を果たしています。

県内企業の99%を占める中小企業は、地域経済を支え、雇用を生み出す、かけがえのない役割を担っています。県内の地域経済を支える中小企業が希望を持って営業を続けることができるよう、下記事項を申し入れます。

記

1. 金融機関や自治体等と連携して中小企業を支援し、引き続き、経営困難な事業者に対する的確なる相談、診断、情報提供を実施すること。
2. 相談においては、経営、金融相談のほか中小企業に係るあらゆる相談に対応し、的確なるアドバイスを実施すること。例えば、国保料や介護保険料の減免、住民税や県税などの納税猶予など、納税緩和制度の情報提供も行うこと。
3. セーフティネット保証4号・5号の適用について柔軟に行うこと。
4. 金融機関とも連携を密に取り、円滑な融資の実現、返済猶予や条件変更など中小業者の立場に立った対応を積極的に行うこと。